

令和 2 年 第 4 回 定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和 2 年 1 2 月 9 日 開会

令和 2 年 1 2 月 1 1 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和2年第4回奈井江町議会定例会

令和2年12月9日（水曜日）
午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
 - ⑤定期監査報告
 - ⑥公の施設の指定管理者監査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会中間報告
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 議案第 1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）
- 第 8 議案第 2号 令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 3号 令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 4号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三	本	英	司								
副	町	長	碓	井	直	樹							
教	育	長	相	澤	公								
企	画	財	政	課	参	事							
総	務	課	長	小	澤	克	則						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長				
横	山	誠											
町	民	生	活	課	長	馬	場	和	浩				
建	設	環	境	課	長	大	津	一	由				
産	業	観	光	課	長	石	塚	俊	也				
保	健	福	祉	課	長	鈴	木	久	枝				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松	本	正	志	
町	立	病	院	事	務	長	杉	野	和	博			
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	田	野	義	美	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	辻	脇	真	理	子
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二				
農	業	委	員	会	会	長	小	島	和	博			

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静		
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美	妃	代

(9時59分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会出席、大変ご苦労さまです。ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和2年第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承お願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から11日までの3日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から11日までの3日間に決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告について

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面報告のとおりでありますので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時00分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。ただいまより議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和2年11月26日、調査事項、第6回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期について、2、議案審議・議案順序について、3、その他について。

委員会開催日、令和2年12月4日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、会期について、2、議案審議・議案順序について、3、町政一般質問について、4、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、5、調査について、6、その他について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許可します。

まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。私から、委員会所管事務調査報告ということで申し上げます。

委員会開催日、10月14日、調査事項、調査第1号「土地改良事業について」、現地調査を含みます。説明員、調査内容につきましては、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、本町農業における土地改良事業は、生産性の高い農地整備、良質米の生産を確かなものにし、競争力を高めるために欠かせない重要な事業である。

今後の農業を担う受益者の要望を十分把握しながら、新規要望地区の早期採択に向け、関係機関と連携を図り継続的で円滑な事業の推進、農家負担軽減を含めた予算確保に向けて努力願いたい。

委員会開催日、10月22日、調査事項、調査第2号「認定こども園の管理運営について」、説明員、調査内容については、記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、奈井江町の保育の状況について、町の定住対策による子育て世帯の転入等により、平成27年度以降の0歳から5歳までの児童数が横ばいであること、認定こども園の入所児童数は就労希望者が多く、増加していることが報告された。

運営面では、ALTを活用した英語教育、菜園での野菜作り等を通し、好き嫌いをなくす食育活動、中学校体育教師による運動指導など、特色ある保育を実践していることを評価するものであります。

子供たちに基本的な生活習慣を身につけさせることや体力・運動能力を強化させる上でも、こども園の役割は大変重要であります。現在のコロナ禍で対応には苦慮されていると思うが、今後も特色ある保育活動を継続して取り組んでいただきたい。

また、待機児童については、広域入所など近隣市町とも連携し、引き続き保護者のニーズを捉えたきめ細やかな運営に努めていただきたい。

委員会開催日、11月5日、調査事項、調査第3号「保健業務について」、説明員、調査内容については、記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、本町の保健業務は生まれる前から高齢者に至るまでのライフサイクルに沿い、町民の方に切れ目なく保健活動を実施していることが報告されました。

奈井江中学校、奈井江商業高校で実践されている思春期教育は、正しい性の知識、意識の普及を図る上でも重要な事業であり、5歳児健康相談についても、就学をスムーズに迎える体制づくりにも大変重要である。今後も関係機関や保護者と連携し、取組を充実させていきたい。

また、コロナ禍にあって、高齢者の引きこもりが心配される場所ではありますが、心身の健康を保てるよう声かけなどを継続して実施願いたい。

以上、まちづくり常任委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時06分)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。それでは、広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、9月15日、10月13日、10月22日、10月30日には、議会だより第21号の紙面の構成、編集等について、計4回の委員会を開催し、11月15日には議会だより21号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

5. 定期監査報告

6. 公の施設の指定管理者監査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告、定期監査報告、公の施設の指定管理者監査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承を願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時08分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。第4回の定例会の出席、ご苦労さまです。令和2年の第3回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

まず初めに、総務課関係であります。11月24日、本年度の町政功労者顕彰式並びに感謝状の贈呈式を開催しております。顕彰の部では、長年にわたり公職を担われ、町の振興発展に大きく貢献をいただきました小林善幹様、杉本修様、岩口一様に町政功労賞を贈呈しております。

また、併せて多額のご寄附を賜りました6名の方々に感謝状の贈呈を行ったところがあります。

次に、企画財政課関係では、10月14日、19日、21日の3日間にわたり、町政懇談会に代わる町民との定期的な懇談の場として創設したまちづくり懇談会を開催しております。懇談会は、町内の関係団体、組織等を3グループに分けて開催いたしましたが、共通テーマである役場庁舎の整備に加え、グループごとに設定した町立病院、ないえ温泉、児童施設のテーマについて、町民の皆さんと意見交換を行いました。

今回のテーマについては、それぞれが町政における重要課題でありましたが、幅広い年齢、性別、職業の方々にお集りいただき、限られた時間の中、有意義な意見交換を行うことができたと感じております。

また、11月16日には、まちづくり懇談会と併せて創設したタウンミーティングを商工会主催により開催しております。当日は、商工会から会員12名の参加をいただき、役場庁舎、ないえ温泉、商工業振興、コロナ対策など、商工業を営む皆様から現状の課題や意見、要望等についてお聞きすることができました。今後とも、これらの取組を通じてまちづくり自治基本条例の理念に基づく町民参加、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、報告書に記載はありませんが、11月26日、全国町村長大会が東京で開催されております。本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、出席者が各都道府県町村会の正副会長に限られ、出席することができませんでしたが、添付資料のとおり、大会においては、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進、地方交付税等の一般財源総額の確保など、13項目に及ぶ決議を行うとともに、コロナ下・コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関する特別決議、新たな過疎対策法の制定に関する特別決議が行われたところであります。

次に、産業観光課関係では、11月23日、新穀感謝祭を執り行っております。本年

の水稲については、本町を含む北空知の作況指数が107の良と公表され、当町においても、台風や病害虫による被害もなく、全体的な収量は、やや良と伺っております。

また、「ゆめぴりか」の低蛋白米出荷率については、食味の基準となるたんぱく含量率6.8%以下の割合が約28%となり、収穫直前に続いた雨の影響などによって、前年数値を下回ったものの、高水準を維持しております。

改めて道内有数の米の主産地としてたゆまぬ努力を続けてこられた生産者や関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げますとともに、引き続き関係機関、団体と連携しながら、奈井江産米のPR、ブランド確立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町立国保病院関係では、10月7日、12月2日に町立国保病院のあり方検討委員会を開催しております。これまで4回にわたり開催された委員会では、町立病院の担うべき役割、診療体制の検討、さらには9月に行われた総務省経営アドバイザー派遣事業による公表結果を踏まえた検討など、幅広い視点でご議論をいただき、12月2日の最後の委員会において、答申書の取りまとめを行ったとの報告を受けております。

この後、12月21日に検討委員会の佐古委員長、方波見副委員長から私に答申書が提出される予定となっており、町民、議員の皆様にも広くお知らせするとともに、答申いただいた課題等について、十分な検討を行いながら病院経営の健全化に向けた取組を早急に進めてまいりたいと考えております。

最後に、報告書に記載はありませんが、新型コロナウイルス感染症についてであります。

全国的に感染拡大が続く新型コロナウイルスによって、感染者、死亡者がともに増加の一途をたどっております。

まずは、感染症によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお治療を続けられる方々にお見舞いを申し上げます。

道内においても、札幌市のみならず、各地で猛威を振るい、11月7日から設定された集中対策期間が12月11日まで期限が延長されるなど、今なお厳しい状況が続いております。

町では、これまで6回にわたる補正予算を上程し、感染予防や経済対策を進めてまいりましたが、警戒ステージ3への移行により、新北海道スタイルなど、感染防止対策のさらなる徹底が求められており、参加者の安全を考慮し、1月に予定していた新年交礼会の開催を中止することといたしました。

町としては、改めて感染リスクの回避に向けた各種対策の再確認と徹底を進めるとともに、国から感染症対策として交付されている地方創生臨時交付金を有効に活用しながら、引き続き町民の感染予防や経済活動への支援を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、町民の皆様には日々の体調管理、マスクの着用や手洗い、定期的な換気など、基本的な感染予防の徹底をお願いいたします。新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。町民の皆様におかれましては、不確かな情報に惑わされ、差別やいじめなど、人権侵害につながるような行動を取ることのないよう、理解を深め、冷静に、思いやりのある行動を取っていただくようお願いをいたしたいと思っております。

以上、一般行政報告といたします。

(教育行政報告)

(10時16分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

第4回定例会のご出席、大変お疲れさまであります。第3回の定例会以降の教育行政について報告を申し上げます。

9月29日、奈井江小学校の稲刈りであります。校外授業として実施をしてきた学校田、今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、児童自ら田植え作業を行うことはできませんでしたが、JA新すながわゆめぴりか生産協議会のご協力の下、育苗をさせていただいており、この日、5年生による稲刈りを実施したところでございます。

子供たちは一人一人鎌を手にし、初めは真剣なまなざしで、途中からは笑顔で、一束一束ざくざくっと稲を刈り、その後、学校田の中に来たコンバインに稲を放り込む脱穀作業まで行ったところでございます。

収穫した米は、給食時に試食したほか、認定こども園や町内の老人施設、障がい者施設などに贈呈をしているところでございます。

改めまして、JA新すながわゆめぴりか生産協議会の皆様に敬意と感謝を、そして次年度以降の協力についてお願いをするものでございます。

次ページに入りまして、10月の31日から11月の3日に至りますが、総合文化祭の開催をしております。こちらもコロナ対策の関係から、芸能部門についての開催を見送り、公民館における展示だけの開催となったところであります。来場者には手指消毒や体温測定のほか、来場者名簿のご記載にご協力をいただく中、4日間で延べ450人ほどのご来場をいただいたところであります。

文化祭の開催に当たり、数多くの作品展示等のご協力をいただいた文化連盟、関係団体の皆様に感謝を申し上げますところであります。

11月7日、奈井江中学校の統合50周年式典が開催をされました。こちらも同様に、感染症対策のため、来賓の数を大きく絞った形での開催となったところでありますが、厳かに式辞が進む中、式典の後半に行われました生徒会発表では、パソコンで奈井江中学校の過去と現在を行き来する写真を編集した動画を上映しながら、これに併せて生徒たち自らが生でナレーションを行う「明日も笑顔で一步前へ」の上映のほか、OGなども参加をするブラスバンド部のすばらしい演奏が行われ、感動的な式典となったところでございます。歴代PTA会長の皆様、統合50周年記念協賛会の皆様に敬意と感謝を

申し上げますところであります。

12月の2日、奈井江町教育の明日を考える集い兼PTA連合会研究大会の開催をしたところでございます。第一部では、奈井江商業高校の生徒会の皆さんが情報処理科の授業の中で、実際に取り組んできました奈井江町の観光についての研究や生徒たちが実際にプログラムを組んだ奈井江町のクイズなどについて発表が行われたところであります。

第二部では、教育コンサルタント会社の主催をし、大学教授でもある藤岡慎二氏を講師に迎え、「教育の魅力化による地域の活性化」と題した講演を行いました。藤岡市が取り組んできた過疎地における学校、生徒、そして地域との連携による成功事例やそこに至る過程など、示唆に富む内容であり、今後の教育行政について生かしていきたいと考えているところでございます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会中間報告（10時20分）

●議長

日程第5、議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会中間報告を議題といたします。議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会から、会議規則第46条第2項の規定により、中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会中間報告を受けることに決定をいたしました。

委員長の発言を許します。

議員報酬等のあり方に関する調査特別委員長、8番大矢議員。

（議員報酬等のあり方に関する調査特別委員長 登壇）

●8番

皆さん、おはようございます。それでは、私より、議員報酬等のあり方に関する調査

特別委員会の中間報告をさせていただきます。

地方議会は、人口減少や高齢化の影響もあり、議員の成り手不足などから、無投票当選の議会が多く見られます。奈井江町議会も例外ではありません。

そんな中で、議員の担い手確保、議会の活性化などの観点から、議員報酬等の在り方について調査検討をすべく、第1回定例会において、本特別委員会の設置をいたしました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、研修会や講演が中止となり、議会懇談会も中止したことから、委員会開催が遅れていましたが、期末手当の対応を検討しなければならないことから、11月13日、議長会の資料等をそろえ、別紙のように5点の事項について協議をいたし、一定の結果を得ましたので、ご報告申し上げます。

1点目の期末手当の対応につきましては、毎年検討し、人事院勧告とは別に、独自に判断をしてきたところであり、現在は4.15か月の支給としています。人事院勧告の4.45か月、近隣町との較差が大きいことから、今回は据え置くことといたしました。今後の人事院勧告の対応については、議員報酬等を検討する中で協議することといたしました。

2点目の長期休職時の議員報酬の減額については、長期休職しても返納できないこと、各町村で条例制定が進んでいることから、町民に説明できるよう、条例制定して対応することといたしました。条例案については、議会運営委員会で検討し、令和3年第1回定例会において提案できるよう進めることといたしました。

3点目の議員定数については、平成27年より9名体制で取り組んでいますが、道内でも8名の議会が増加しています。いずれも小規模自治体であること、定数削減は議会活動の低下も考えられることから、現時点では定数削減は検討しないことといたしました。

4点目の議員報酬については、議長会の資料、他の議会の状況などを見ても、確たる論拠がないのが実情で、早急に結論を出すことはできませんが、次年度において、奈井江町にふさわしい報酬の在り方の方向性を出し、町民の皆様の理解と意見を伺いながら、次期の改選に間に合うよう進めていくことといたしました。

5点目の議員研修については、平成19年より議長会の研修以外は自費で対応してきましたが、近年研修が減ってきています。現地に出向いて生の声、雰囲気を知ること、研修は大変重要であることから、公費負担で取り組めるよう検討することといたしました。

以上、特別委員会の中間報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

以上で、中間報告を終わります。

日程第6 町政一般質問

(10時25分)

●議長

日程第6、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 2番大関議員の質問・答弁)

(10時26分)

●議長

2番大関議員。

(2番 登壇)

●2番

それでは、私から、一般質問ということで、教育長に対し、大綱1点の質問をいたします。

教育委員会の今後についてということで伺いますが、現在、議論を進めている新庁舎には配置しない方向だということをお聞きしましたので、その理由について伺いたいと思います。

今回、初めての取組、まちづくり懇談会でも質問がありましたので、改めて教育委員会について調べてみました。教育委員会の意義や特性、仕組みは様々ありますが、代表的なものとしては、首長から独立した行政委員会としての位置づけであり、広く地域住民の意向を反映した教育行政の実現を目的としています。

教育委員会の事務は幅広く、学校教育の振興に始まり、生涯学習、社会教育の振興や芸術文化の振興、また文化財の保護やスポーツの振興など多岐にわたります。平成27年4月には法律の改正がありまして、教育委員会の責任を明確化しなければならないとして教育委員長を撤廃し、新教育長に一本化をしたところであります。

様々な地域で、特にいじめ問題の対応で課題がある教育委員会がある中で、当町はといえば、地域住民との連携も取れていると思いますし、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる対策でも、しっかり対応していると思われまます。

また、新庁舎に関する調査や議論が進む中、ほかの市町村庁舎の図面を見る機会が多くありますが、多くのまちでは庁舎内に教育委員会を配置しております。それぞれのまちの事情はあると思いますが、地域住民のサービスの低下にならないか、心配であります。個人的にも、ほかの課と一緒にのほうが便利だと思えますが、新庁舎に設置しない理由を伺います。

●議長

(10時28分)

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

大関議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症により、今年ほど人と人との距離、どこで働くか、どこで学ぶかが議論されたことはなかったのではないかと考えております。ITを活用したりリモートでの業務推進にかじを切る企業もある一方で、それでもなお感染症対策をしっかりと行いながら、実際にお互いの顔が見える方式を維持する選択もたくさんあったようであります。

GIGAスクールの推進は、本町の学校教育についても重点施策と捉えており、今年度導入するタブレット型コンピューターについても大いに活用していきたいと考えているところでございますが、IT機器は学用品の一つと捉え、「先生と子ども」「子どもと子ども」の関わりの基本は、モニターを通してではなく、有機的な触れ合いを通じて、互いに刺激し合う学びを大切にしていきたいと考えているところでございます。

さて、少し前に遡りますが、平成22年より町長と教育長との連携強化等々を目的に、教育長と事務局長、そして学校教育を担当する現在の教育支援係であります。役場に配置になったところでございます。

一方、生涯学習を担い、図書館をはじめとする社会教育センター施設の維持・管理も所管をする現在の文化振興係は、そのまま社会教育センター、公民館であります。残る形での配置が行われて、現在に至っております。

そこで、今回、役場・新庁舎建設の基本計画の策定に際し、教育委員会でも、この機会を好機と捉え、教育委員会内部の上司と部下との命令伝達や職務推進の在り方、教育委員会内の2つの係の横の連携、教育委員会と町長部局との連携、そして何より住民、学校との連携について議論を行ってきたところであります。

具体的には、職員内部で、また教育委員会の教育委員さんとの会議を通じて、「1日の業務」「1か月単位での」、そして「年間を通じての業務」の実態等々について検証をし、どうやったら円滑な業務推進につながり、住民サービスの向上に資するかをテーマとしたが、実際のところ、内部的には、細部の話になってしまうかもしれませんが、決裁文書の收受や上司、あるいは2係での打合せ等、文化振興係が役場庁舎に来る頻度がとても多く、日によっては2度、3度来庁することもある点が改善すべき点の一丁目一番地でありました。

一方で、教育委員会における町長部局の各課との連携も教育委員会内部の連携に比較すると格段に少なく、町民とのやり取りについては学校を通じてのものが多くて、教育委員会に直接提出が必要な手続は、準要保護の申請のほかにはほぼ限定されるのではないかと考えております。

また、町民の転入転出の手続に合わせて行います転校の手続はあるものの、該当する

事例は多くて年間5件程度にとどまっております、事務所移転に伴って町民にご不便をおかけすることは、ほとんどないと承知をしているところでございます。

また、町長との連携についても継続して、遅滞なきよう進めていくことは可能でございますので、以上のことから、1点目として、1つの課、組織は、同じフロアで執務することがスムーズな業務推進につながり、ひいては住民サービスの向上や学校との連携に一番適切であること。

2点目として、現実的な問題として教育委員会の所掌事項に公民館や図書館等々の施設管理があるため、業務するフロアを公民館とするとの結論を得て、過日開催されましたまちづくり町民委員会やまちづくり懇談会においても報告をしたところでございます。

また、この際、皆さんのほうから、特に反対の意見はなかったのかなというふうに捉えたところでございます。

以上、答弁いたします。

●議長

(10時33分)

大関議員。

●2番

大変詳しい説明をしていただきましてありがとうございました。全く個人的な感想ですけれども、新庁舎ができることによって、職員のモチベーションも何か上がるような気がするんですね。今の議論では、答えは変わらないと思いますけど、職員のモチベーションが変わらないように、上がるようにいろいろ努力をされて、今後もやっていただきたいと思います。

説明では、内部の業務で社会教育センターと庁舎内に2つ、2か所に分かれていますので、それではいけないということで、1か所にまとめるということで、公民館に戻るといことでありますけれども、1点だけ再質問します、様々議論されてきたこととは思いますが、庁舎完成まではまだ時間がありますが、今後このことについて議論する機会はないのか、その1点だけをお伺いしたいと思います。

●議長

(10時34分)

教育長。

●教育長

大関議員の再質問についてお答えしたいと思います。

まず最初の職員のモチベーションの関係であります、新しい建物というか、庁舎に入りたくないといえようそになるのかなというふうに思いますが、それよりも教育委員会職員全員が、業務が円滑に進むことが、町民や児童生徒へのサービス向上につながるほうが価値があるということで承知をしているところでございます。

また、今後の議論ということであります、校長、教頭会議でも既に周知を行うとと

もに、繰り返しになってしまいますが、この件については、過日開催をされたまちづくり町民委員会やまちづくり懇談会等々においても報告をし、特に反対はなかったのかなというふうに思っています。

役場の新庁舎の引っ越し作業は、令和6年のゴールデンウィークごろと聞いておりますが、作業の分散化を図るため、教育委員会の移転については、その前の5年度の雪のない時期に作業をしたいというふうに考えてございますが、執務フロアや老朽化し改修が必要な箇所については、内部で検討を進めていきたいというふうに考えてございますので、併せてよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

●議長

(10時36分)

大関議員。

●2番

はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。教育委員会は、国から地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということがありますが、毎年のように少しずつ改正をされていますよね。当町としても、学校運営協議会の制度ですとか、昨今でありますと、ITを利用した教育の推進について、いろいろと議論をする場がありますので、今後も学校教育に支障がないように、いろいろな面で議論を続けていって、社会教育委員会としてもしっかりとした働きをしていただきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で、私からの質問を終わります。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

(2. 6番笹木議員の質問・答弁)

(10時37分)

●議長

6番笹木議員。

●6番

6番笹木利津子です。さきの通告に従ひ、町長に2点質問をさせていただきます。

初めに、3歳児健診における弱視早期発見についてお伺ひいたします。

以前、町民の方との懇談の中で、視力検査についてお話を伺ったことがあります。その息子さんは既に成人を過ぎておりますが、就学時健診で受けた視力検査で弱視であることが分かりました。すぐに治療用眼鏡をかけさせましたが、視力は上がり、眼科医

の先生からは、もっと早い段階で気づき治療を開始できていたら、視力が上がる可能性は違ってくると言われたそうです。なぜもっと早く気づいてあげられなかったのかと、自分を責めたとお話でした。

弱視という言葉は、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼びます。人間の視覚の感受性は、生後1か月から上昇し始め、1歳半ごろにピークに達し、大体8歳ごろまでに消失すると考えられております。視覚の感受性期が過ぎると、治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期と言えます。

平成29年4月、厚生労働省通知に「3歳児健診における視力検査の実施について」次のようにあります。「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健診において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られない」との指摘があります。また、そのことを周知することとの記載があります。

日本眼科学会によると、視力検査がうまくできなかつた場合や異常を見逃す可能性、子供がうまく答えられなかつたりと、検査を擦り抜けてしまうこともあります。だからこそ、この3歳児健診における視力検査の位置づけは、見る力を発達するこの時期に将来を見据えた上で治療を開始できるか否か、重要な節目になるのではないのでしょうか。

そこで、1点目の3歳児健診において弱視の見逃しは起きていないのかを町長にお伺いいたします。

また、3歳児健診における視力検査は、視力検査のみではなく、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同などを見つける機会となり得るため、屈折異常検査の大切さについて、保護者へさらなる啓発が必要ではないのでしょうか。

視覚異常の早期発見が視力向上につながる大切な機会であること、またこの機会を逃すことによって治療が遅れ、十分な視力が得られないことを保護者の方が認識しているのか、2点目の保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発について町長にお伺いいたします。

また、3歳児健診において、日本小児眼科学会では提言の中で、視力検査に加えてフォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しております。カメラで撮影するように、子供の目元を映し、屈折異常や斜視などの両目の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に乗ったままでも検査が可能で、受診の負担が少ないことが特徴であるようです。検査も短時間、数秒で負担もなく検査が可能で、眼科医や視能訓練士などの専門職でない方でも検査を実施することが可能です。

結果は自動的に数値で示され、スクリーニング効果は97%とされております。導入している事例を調べてみましたが、26人が精密検査を受け、治療が必要とされた14人のうち、9人がこの機器を使わなければ見つからないケースでした。

また、船橋市では、この6月から3歳児健診対象者全員に検査をし、31人のお子さんが精密検査になったそうです。これらのようにフォトスクリーナー検査を実施している保健センターでは、設置を導入してからのデメリットはないということでもあります。

そこで、3点目に、3歳児健診の視力検査においてフォトスクリーナーを導入するお考えがあるのか、町長にお伺いいたします。

以上、3歳児健診における弱視早期発見について、3点町長にお伺いいたします。

●議長

(10時43分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員からの3歳児健診における弱視の早期発見について、3点のご質問かと思えます。

まず、1点目の3歳児健診における弱視等の見逃しがないかということですが、3歳児健診は、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、都道府県が実施主体として実施されてきました。

しかしながら、母子保健法の改正によって、平成9年度から市町村に権限移譲されて、それ以降、当町において視覚検査のスクリーニングの精度を上げながら実施をしてきており、視覚検査は屈折異常や斜視の早期発見のため、非常に大切な機会であると認識しております。

一次検査としては家庭において実施しておりますが、視力検査の精度を向上させるために、保護者に対して家庭での検査が視覚異常の早期発見に大切な機会であることを啓発し、視力測定をより適切に行えるよう、説明文やアンケート、検査キットを工夫して、より分かりやすいものを活用しております。

3歳児健診前に家庭でうまく視力検査が実施できなかった場合は、後日、定期的に実施の確認を行い、必要に応じて担当保健師が訪問して、家庭で実施する場合もごさいます。3歳児健診時には、一次検査の確認のほか、日常の見え方や気になることを聞き取り、視力や屈折異常等の早期発見に努めております。

視力検査において見え方が不十分な場合やアンケートの聞き取り等で屈折異常などの心配がある場合は、小児科医師の診察及び指示の下に眼科での精密検査をお勧めしております、視覚異常の早期発見のための精度を高めております。

また、眼科受診後の結果把握にも努めて、必要な事後指導や相談を行っております。平成9年度以降の弱視等の見逃しは、起きていないものというふうに認識をしております。

2点目の保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発についてですけれども、平成29年の厚労省通知以前から、3歳児健診の視力検査の案内の際に、「子どもの目の機

能は、生まれてから発達を続け、6歳にほぼ完成するが、強い屈折異常や斜視があると目の機能の発達が遅れ、十分な視力が得られないことがあること」、「これらの異常は、早期発見と早期治療が必要であること」などについて周知をさせていただいており、通知後も引き続き啓発に努めておりますとともに、3歳児健診時には、「必要以上にまぶしがる」、「目つきがおかしい」、「斜めに物を見る」などの心配な症状がある場合など、保護者から聞き取りを行いながら確認を行っております。今後も引き続き必要な周知、啓発に努め、早期発見・早期治療につなげてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目のフォトスクリーナーの導入についてですが、2015年に日本で販売開始となり、弱視や斜視の早期発見に役立つ機器として話題に上がってきたということであります。

現在、様々な論文や情報がありますが、「医療機関ではあまり導入したという情報は聞かない。検査方法、手技が正しくないと、かなり陽性率が高くなる」といった眼科医からの指摘もあるということのようであります。直接視力を計測できる機器ではないこと、目の診察、問診、視力検査に併用するスクリーニング機器としての使用が勧められていることから、現段階では3歳児健診でフォトスクリーナーを用いた検査体制を整備することは難しいと捉えております。

しかしながら、今後も様々な、今、議員さんからのご指摘もありましたけれども、様々な研究結果や情報を踏まえて、眼科医、小児科医との協議を行ってまいりたいと考えております。

当面は、現状の体制で視力検査を実施しながら、視力検査の重要性の周知、家庭での一次検査の精度を上げること、3歳児健診時での視力検査の確認や目の異常を確認する問診を強化して、視覚異常の早期発見に努めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(10時48分)

笹木議員。

●6番

ただいま町長から答弁いただきましたけれども、3歳児健診における弱視の見逃しはないものという答弁をいただきました。あくまでも一次検査は家で行っているということでありますし、検査キットを使いながら、あくまでも聞き取り検査ということでしょうか。

そこで、この3歳児健診の後に、奈井江町では独自に5歳児健診もしていただきます。就学前健診もあります。この時点で、病院での治療を行わなければならないという事例が3歳児健診でないということですから、その後の健診、2回の健診で治療を行わなければならないという事例が現在までにあったのか、この点をちょっと伺いたいと思っております。

それと、保護者への屈折異常の重要性、周知、啓発ですが、保護者の方から問合せが保健センターのほうへどの程度、ちょっと子供の目がということで、そのような問合せが現実あるのかなのか、どの程度あるのか、この点をちょっと伺いたいと思います。

それと、フォトスクリーナーの導入ですが、今ほど町長のご答弁の中で、あまり成果がないというお話でしたが、私が今回この質問に当たりまして様々、私なりに調べさせていただきましたが、私は、かなり成果があるんだなというふうに今捉えて、今回の質問にさせていただいたんです。

いかほどするものなのか、様々調べてみました。価格が120万程度、附属のプリンターが5万程度、金額も結構ですけれども、まずもって子供に本当に負担がかからない検査ができるということが一番いいんだなというふうに私も捉えました。

例えば、町で、奈井江町として、このフォトスクリーナーを導入して検査をするということもしかりですけれども、その検査を推奨することで病院とか、眼科医、近隣のですね。奈井江町の子供さんが通院をするであろう病院で、町が推奨することで導入することも考えてもらえるのかな、そんなふうにも思ったんです。

それで、この今回の質問の発端は、弱視の子供が、先ほど質問のときにお話ししましたけれども、成人もとうに過ぎていて弱視なんです。就学前健診で見つかったけど、もっと早くにと言われていて、本当に私が気づいてあげられなくてというお母さんのお話を伺って、私自身も心を痛めましたし、早くに見つかって、ですから当然ながら、しっかりした就職もできていないという状況にあります。

ですから、本当に早い時期に手を打って、何かしらの手当をしてあげられたら、その子の人生も親の人生も変わったんだらうかな、そんな思いで今回質問をさせていただいたんですけれども、もう一度町長に、今ほど何点か上げさせていただきましたが、ご答弁をいただけたらと思います。

●議長

暫時休憩といたします。

(休憩)

(10時52分)

(2. 6番笹木議員の質問・答弁)

●議長

(10時54分)

会議を再開いたします。

答弁を求めます。町長。

●町長

ありがとうございます。すいません。笹木議員のご質問、全く同感いたしますし、とりわけ視覚障害に対しては私も強い関心を持っていますから、答弁をさせていただきたいと思いますが、まず基本的に3歳児健診等々で、ここで障害がないということ

ではなくて、そこで発見をされたりした場合は、当然のことながら眼科医を進めているということが前提としてあるということ。それを踏まえて、あるいは3歳児健診以前で、先ほどご説明をした家庭内での一次健診等々の、健診と呼べるのかどうか分かりませんが、要はお母さんの気づきの中で、当然、保健センター等々に心配ごとがあった場合も、これは私どもの保健師も専門家ではありませんから、眼科医へ受診を進めているということでもあります。

そういうことでの検査結果として、それが見逃されたことがないということではなくて、そういう意味だというふうに捉えていただきたいというふうに思っています。

5歳児の就学前の治療についても特にというのは、その後の見逃してということではなくて、眼科医の受診を進めていますから、受診をしていることは当然だと思います。そういう意味で、何かまとまった答弁になってしまいましたけど、ご理解をいただけるのかなというふうに思います。

それと、フォトスクリーナーの成果等々についてですけれども、私も担当のほうから聞いたところですが、群馬県下では既に全部のところ導入してやっているし、それを先進的な事例として船橋市でもということ、今議員のご質問だと思うんですけれども、ただ、今現在、先ほどうちの担当のほうでも、町立病院の眼科の先生等々にお伺いした中で、北海道の状況としてはそういうことだという医師のコメントがあったということですので、それを私としても参考にご説明をさせていただきました。

そして、議員が最後におっしゃいました、そのフォトスクリーナーを、例えば奈井江町であれば北大から臨床医の派遣を受けているわけですので、近隣で言えば砂川市立病院の眼科であったり、北大の眼科だったり、そういうところで導入するように働きかけとはということの意見かと思えます。これにつきましては、本当に繰り返しになりますけれども、まず先生方が当然、その学会等々でこの機器についてのこの有効性だとかをしっかりと認識した中で、そういうご意見があれば、それはもう一緒になって活動していくことについては全然やぶさかではない話ですけれども、要はこの機器について、私ども行政の立場で眼科医の意見を尊重しながら進めていかなければならない。専門性の持ったことですので、軽々な発言はちょっと控えさせていただきたいなというふうに思います。

●議長 (10時58分)
笹木議員。

●6番
5歳児健診、就学前健診で異常があった場合であれば、眼科医の治療を進めるという、多分事例もあるのかなというふうに、今の町長の答弁で受け止めました。本当に少しでも早く治療が受けられて、いい状態で入学、それからその子の人生を歩んでいければな、そんなふうに思っただけの質問です。

それとフォトスクリーナーですけれども、今ほど町長の答弁にありました。あくまで

もその眼科医の先生等の様々なご意見を伺って、有効性が認められて、いいものであるならば、私は今回、本当にいいものであると思ってこの質問をさせていただいたんです。随分調べたんですけれども、それで認められた場合には、町でも施策としていい形で考えていただけたときが来ることを希望しまして、質問を終わります。

次の質問に入らせていただきます。次に、ケアラー支援について、町長にお伺いいたします。昨年10月、22歳の孫である女性が同居していた祖母を殺害するという痛ましい事件があり、その判決が先日ありました。祖母はアルツハイマー型認知症を患っており、身の回りのことが一人でできない要介護4でした。同居については様々な事情があると思いますが、同居後2週間で介護は無理かもしれないと感じ、事件が起きたのはそんな生活が5か月続いたときです。この間、疲労や重度のストレス、軽い鬱病との診断を受けておりました。判決は懲役3年、執行猶予5年でした。

ここで思うのは、周囲が女性を追い込んでいたのではないか。祖母の介護をどうするか、との視点で考え、介護者である女性のことを考える人がいなかったのではないだろうかということです。同じような事件は今年も5月に、埼玉県で26歳の娘が60歳の母を殺害するという事件が起きております。動機は、母の介護に疲れたというものです。ここで、介護者の実態はどうなっているのか。二度と介護を理由とする痛ましい事件を起こさないためにも、介護するケアラーへの支援が必要であり、特に鬱など、心が不調であるケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげていくこと、また社会から孤立することなく、介護者本人の尊厳を保ちながら、無理なく介護を行うことができるようにすべきであります。そのために、支援の制度や仕組みの構築が喫緊の課題であると思います。

2000年に発足した介護保険制度は家族介護から介護の社会化へと、まさに価値観の転換を目指してつくられ、当初二つの大きな柱があったものと理解しております。一つは、介護を必要とする高齢者のための高齢者自立支援、もう一つが同居する家族の介護負担を少なくする在宅ケアの推進であります。この在宅ケアの推進には、こう書かれております。家族による介護に過度に依存し、家族が過重な負担を負うようなことがあってはならない。在宅ケアにおける家族の最大の役割は、高齢者を精神的に支えることであり、家族が心身ともに疲れ果て、高齢者にとってそれが精神的な負担となる状況では在宅ケアを成り立たせることは困難であるとあります。

ここにきて国は、ようやくケアラー支援についても触れられるようになりました。平成29年、第7期保健事業計画の基本指針に、介護に取り組む家族等への支援の充実と明記されたことです。高齢化が進み、在宅介護が多くなる中で、ケアラー支援の新たな事業の創設や充実が必要と考えております。それは、自ら手を挙げて、カウンセリングや家族会などに参加できる人はいいいのですが、問題は1人で悩み、我慢しているケアラーです。特に、精神的に鬱にあるようなリスクの高いケアラーをどう探し出し、必要な支援につなげていくかであります。介護しているケアラーも大切な1人であると、多くの人に理解してもらうための周知と、啓発も必要となります。また、地域の方に理解してもらうことは、地域でケアラーを支えることにつながります。そして事業者の方に

理解してもらうことは、介護離職をなくすことにつながると考えます。

さらに人材育成や日常のつながりです。ケアラーと担当者が日常がつながっていることは何よりも大切ですが、その実態をどう把握しているのか。厚労省が平成30年に家族介護支援者マニュアルを作成し、公表いたしました。ここには、これからの家族介護支援策の目指すべき方向性が示され、家族介護の生活、人生の向上に対しても支援する視点を持つこと。また、要介護者とともに、家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、ともに自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、相談支援活動に取り組むこととあります。

今、高齢化が進み、老々介護が困難になりつつある中、介護の担い手はその子供、またその子供と、大変な状況も出ているのではないのでしょうか。これからケアラー支援が重要な問題になると考え、今回の質問とさせていただきました。これらの点について、今後の施策、方向性など、町長にお伺いいたします。

●議長

(11時05分)

答弁を求めます。町長。

●町長

笹木議員からの、2点目のケアラー支援についてということです。まず私の基本的なスタンスと申しますか、所感を申し上げますが、私の公約でもあります地域包括ケアの推進、実はそれが、今議員が質問していただいたところの目指すべき形だと思っています。そのために、いろんな試みが今されている状況なのかなと思います。ただ残念ながら、その中で今ご指摘のような課題と申しますか、現実がどんどん現出しているのが実態なのかなと。議員が先ほどご指摘されたとおり、介護保険制度ができた2000年のとき、家族介護から介護の社会化という言葉が生まれました。まさに奈井江町は、浦臼町との広域のモデル事業も含めて、この介護保険制度の先駆的な試みにずっと挑戦し続けてきたわけであります。

ところが、現実的には、いわゆる団塊の世代の第3世代というのが、子供たちが生まれることが少なくなったとかということで、財政的なことも含めて、この介護保険制度が抜本的な見直しをしなければならなくて、先ほど議員がおっしゃったように、家族介護から介護の社会化ということを掲げてできた制度ではありますがけれども、30年度にはこれからの家族介護支援策の目指すべき方向性というような言葉に変わるように、社会化をうたいながら、やはり家族介護ということが改めて問い直されてきているのが現実であります。

それであるからこそ、奈井江町でも今事業化されていますけれども、小規模多機能事業所だとかと申して、家庭でのケアをどうするのか。まさにここで言われているケアラーと呼ばれる方たちの支援をする、一つの方法として、こういうことが新たな仕組みとして出てきているんだらうと思っています。そういう意味では、まだまだ介護保険の事業というのが完成に近づいていないといえますか、近づける途上にあるといえますか、

そういう状況なのかなというふうに思っていて、その中で今ご指摘のケアラーという課題があるんだろうというふうに認識をしているというふうに思っております。

そういうことを踏まえた上で答弁させていただきますが、高齢で障がい、引きこもり等、何らかの事情があって、自身で日常の生活を送ることが困難な方のケアを担う家族等を総称し、ケアラーと呼ばれ、一般的にケアラーの方々は配偶者や両親の介護等を行っている場合が主であると思われまます。日本では増加傾向にあり、高齢社会が進む中、今後さらに大きな社会問題であることは認識しております。本町ではいわゆるケアラーというくくりでの調査は行っておりませんが、広報による相談窓口の周知を行うとともに、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議で情報共有するほか、居宅介護支援事業所、地域医療連携室、あるいは民生児童委員の方々と日頃から情報共有を行い、日常の業務の様々なチャンネルにより情報の収集・把握に努めております。

そうした状況から、介護負担が過度な方、悩みや不安を持ち孤立している方、日常生活に支障がありながら、介護サービス等につなげていない方などの情報を入手した場合には、それぞれの家庭の状況を確認しながら、ご家族等の関係性を保つことに留意して、介護保険制度にのっとって、適切なサービス等へつなげる対応や持続的な相談支援を行っております。経済的な問題があったり、要介護者本人の拒否で介護サービスを敬遠してしまうケース、昨日もテレビでやっていたと思いますが、兵庫県だったでしょうか、兄弟にも相談できなくて、奥様と心中をしたという事例がありました。こういうようなことだと思えます。

相談相手がなく、社会からの疎外感、孤独感を覚える人など、いわゆる介護鬱につながりそうなケースの相談もあります。このような方々には、介護者の置かれている状況をよく理解し、介護の苦労を共感するとともに、介護者の課題を解決するため、保健・医療・介護等の各制度にのっとったサービスの導入や、介護者自身に必要な心身の相談などを丁寧に行うことで、経済的な不安や、介護に関わる不安、介護者自身の心身等の課題を解決できるよう対応に努めております。

また、本町には認知症等により家族の介護をしている人、あるいは介護の経験をした人が集い、介護上の悩みを打ち明けることにより、精神的なサポートやアドバイスをしてくれるなど、介護負担の思いを共有しながら、気軽に介護の相談ができる「家族介護を語ろう会」という組織があります。現在、会の目的に賛同する会員も含めて55名の組織になっていて、会員同士の集いや研修、援助活動等、積極的に活動しております。

併せてこうした活動への参加を促すなど、介護による孤立を防ぐために、会の普及、後方支援に努めているところでもあります。今後も、ケアラーに関する地域の理解について普及啓発を進めるとともに、地域相談窓口の周知強化に努めて、常にアンテナを張りめぐらせ、関係機関と協力しながら、地域包括ケアシステムの推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

議員が最後にご指摘いただいた、先ほどのご質問の中にもありましたとおり、行政的な支援だけではなかなか難しいところ、それを本当に地域がどうつながりを持ちながら、それを見守っていくのか、あるいは支えていくのか。これこそが人口減少が進む中で、

いわゆる奈井江町ほどの人口規模だからこそできる地域包括ケアの在り方を探るのに、人口規模としてもコミュニティーというのはしっかりつくっていかなくちゃいけないことなのかなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時13分)

笹木議員。

●6番

今ほど町長に答弁いただきましたけれども、このケアラー支援の今後の施策、方向性について、今回、本当に自分自身も勉強したり、いろいろ様々調べる中で、今回、とんでもなく難しい課題だと改めて認識したところです。考えれば考えるほど、本当に何かをこうすればこう解決するという問題ではないんだなと。今ほど町長がおっしゃったように、みんながケアラーになる可能性があるし、みんなで守っていくその地域制、地域力、これから難しいですけれども、それをしていかなきゃいけないまちづくりなんだなと思いました。

私ごとですが、私も同居している母がもう90歳になります。この質問を考えるときに、私自身がケアラーなんだって、そんなふうに思いました。親と同居していること自体が、元気な母ですけれども、同居すること自体がもうストレスがないといたら、これはうそになります。当然、主人に兄弟もいますし、親戚も周りにもいますけれども、いろんな、様々な、今、町長も事例を上げていただきましたが、このような事件が起きるといことは、その同居しないと分からない悩み、苦しみ、そしてそれを理解してもらうのは、私自身も本当に難しいなって。もう母が本当に90に近くなって、ここ数年、やっぱりすごく思うことです。

だからこそ感じるのは、先ほども難しい質問をしましたが、介護者の実態を掌握するのは難しいということなのかなとそう思います。家族介護を守ろう会、私も入会はさせていただいております。先ほども言いましたけれども、そこに出てこられる方はいいんです。出てこられる方は、それなりに様々な心の苦しみや、保健師さんに聞いていただいたり、皆さんと話し合うことで前に一歩進んでいける。でもそこにも来られない。1人で抱える。そういう人たちを、また見つけ出して探し出して、手を差し伸べるというのは、これはもう本当に難しい問題だなって、そういうふうには思っております。

介護を持つ利用者の方に、聞き取りに毎月来てくださいます。そのときに、介護者の方までの家族の状況も、聞き取りはしていただきますけれども、当然その手当てまでには至らないというのが現状かなというふうに思います。今後の施策や方向性の明確な形を介護者が理解することによって、在宅介護がよりよい形で実現していくのだとは思いますが、再質問にはなりません、このケアラー支援のよい方向性が町として進めていけるよう希望して、質問を終わります。

●議長
町長。

(11時16分)

●町長

質問ではないのかもしれませんが、私なりにちょっと補足で説明といいますか、意見を申させていただきますが、本当に奥が深いといいますか、先ほども答弁でさせていただきました。介護の仕組み、高齢者といいますか、いわゆる弱者のこと、先ほどの視覚障害のこともそうですけれども、そのこと全てと言っていいと思います。本当にまだまだ途上にあるということで、日本ではある意味それが先進国だということのようだけれども、フィンランドに学び、進めてきたことが、あるいは逆に言うともっと課題が大きなものが目の前に出てきてしまって、本当にトップランナーとして、日本として取り組まなければならない課題の一番になったのかなというふうに思っています。

そして、先ほどちょっと私も事例を申し上げましたけれども、心中事件だとか、いろんな事件、事故があるのは、実は都市部で現出しているということだと思っています。当然、田舎でもあるんですけれども。それこそが地域コミュニティが希薄であるということの裏返しであって、繰り返しますが、このような奈井江町のようなところであれば、それに果敢に挑戦をして、地域づくりを進めることが本当に地域包括ケアを進めることがまちづくりにもつながるし、高齢者であったり、弱者に対しての住みよい、安心してまちづくりにつながることだと思っています。

そして、家族介護を語ろう会に参加できる人は、当然のことながらまだまだ恵まれていると思うんですが、その場で語り、経験したことを、それを参加できない、行けない隣のおじいちゃん、おばあちゃんに語りかける、傾聴するとかという、そんなことの繰り返しなのかなというふうに思っています。私も含めて、今、体験して、議員各位もそうでしょうけれども、本当に皆さん、それぞれご家族の介護を経験された方や、今まだされていらっしゃる方ばかりだといっていいぐらいだと思います。

ですからこそ、それはマニュアルがあることでは、実はないと思っていますので、皆さんで、私も含めて、みんなで考えなきゃいけない。これは奈井江町の介護を支える行政の仕組みとして、保健所をはじめ、そういう職員がほかの町よりも人件費が実は奈井江町の場合、数が多いんです。でも、そこで保健師等々の数が多いということも指摘されますけれども、それでも頑張ってくれているんだけれども、それでもやっぱり手が届かない。だからこそ、そこを支えるのは我々町民みんなと一緒にやってやらなければならないことだなというふうに思っていますから、ぜひそんなことでもご意見をいただくとともに、一緒にご理解、ご協力をお願いしたいなというふうに思います。

答弁になりませんが、よろしくお願いします。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(3. 1 番篠田議員の質問・答弁)

(11時29分)

●議長

引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

1 番篠田議員。

●1 番

おはようございます。私は、一般質問で今回2点について、お伺いしたいと思います。まず1点目は、公共施設等の今後の利活用等についてでございます。公共施設は、公共施設等総合管理計画で将来人口の推移や町民ニーズを踏まえ、必要最小限のサービス基準を維持しながら、選択と集中により施設総量の削減と再配置を進めることとなっております。また、用途廃止施設など、遊休余剰財産の有効利用を図るため、民間への売買、賃貸、無償譲渡等の処分も促進するという方針でございます。

1点目は用途廃止された施設について、国道12号線沿いに位置する旧消防庁舎につきましては現在の維持管理費を含め、また今年用途廃止された浦臼町と共同運営していた学校給食センター、それと東町の児童館について、それぞれ今後どのように利活用等を考えておられるのか。2点目の温泉につきましては、町民の意向を確認して、今後の在り方を決めていくということで、まだ方針が示されていないようですが、その後のまちづくり懇談会等、種々会合を持たれているようですが、その後の動きについて、お伺いしたいと思います。

●議長

(11時31分)

答弁を求めます。町長。

●町長

篠田議員から、公共施設について、二つのことについてのご質問と思います。まず、1点目の、用途廃止された施設の今後の利活用ということではありますが、議員もご承知のとおり、本町が所有する公共施設については、既に更新時期を迎えたものや、老朽化対策が必要なものが数多く存在し、今後、多額の維持補修費及び更新費用が必要となることが見込まれております。このことは、行財政運営における重要な課題であることから、総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

そこで、ご質問の三つの施設の維持管理費用等々ということではありますが、維持管理費用につきましては、建物災害共済分担金や大雪の際の雪下ろし費用など、3施設で年間約20万円を見込んでおります。施設については、昭和34年建築の旧消防庁舎をはじめ、東町児童館が昭和45年、給食センターは昭和60年の建築であり、耐用

年数が残っている物もありますけれども、老朽化が進んでいるのが現状であり、利活用については現時点では未定となっております。

学校給食センターと東町児童館については、今年度、用途廃止となった施設であります。例えば現在、現状のまま利用できる給食センターについては、防災備蓄倉庫などとしての活用ができないか検討してまいりたいと考えております。また、その他の二つの施設については、老朽化も進んでいることから、除却を検討していく必要があると考えております。

しかしながら、除却については多額の費用を要し、財源確保が課題であります。これは本町のみならず、全国的な問題となっております。一般行政報告でも触れましたけれども、11月26日開催された全国の町村長大会において、国に対して新たな過疎対策法の制定に関する特別決議に加えて、過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額の確保と公共施設の除却についても対象とするよう、対象事業の拡大が盛り込まれた要望書が提出されており、この内容については、全国過疎地域自立促進連盟からも同様に、要望書が提出されているところであります。このような状況を踏まえて、国の動向に注視し、財政状況を十分に考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次の、ないえ温泉のその後の動きということであります。既にご承知のとおり、4月に調査分析報告書を公表後、まちづくり町民委員会や連合区長会議など、町民の皆様と情報を共有しながら、方向性について議論を進めているところであります。ご質問のその後の動きということですが、新型コロナウイルス感染防止のため、予定していた年度当初からの議論を進めることができなくなりました。10月以降、まちづくり懇談会を開催したほか、商工会の皆さんとのタウンミーティングをはじめ、老人クラブの代表者との議論の場を設け、私自身も出席し、温泉再開に対する賛否両方の意見について、直接お聞きをしたところであります。

今後につきましてもタウンミーティング等を通じて、情報共有に向けた取組や議論を進めるとともに、パブリックコメントの実施も含めて、温泉に対する多くのご意見等を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(11時36分)

篠田議員。

●1番

用途廃止された施設につきましては、維持管理経費がそんなに多くもかかっていないようなんですけれども、いずれにしても町の公共施設としてほかに利用できるのであれば、改修をしながら活用をしていかなければならないでしょうし、町の公共施設としての利用に至らないというのであれば、やはり昨今、民間の空き家問題等がありますように、町のほうが幾ら管理をしても何が起こるか分かりませんので、早めに除去等、またやり方としてはいろいろあるんでしょうけれども、一般公募なりをして利活用を募

るという方法もあるのかもしれませんが、いろんな形で速やかな対応をしていただければなと考えるところでございます。

また温泉のほうも、もう既に1年数か月が経過をしておりますし、こちらのほうも維持管理経費ではこのあいだの懇談会の中でも質問があつて、年間大体、今は200万ぐらい、ただその償還が終わるので年間大体140万ぐらい程度の管理経費がかかるというようなお話もあります。なるべく早いうちに方向性を決めて、こちらのほうも逆に言ったら一般公募をするという方法もあるんでしょうし、いろんな方法があるのかなと思いますので、なるべく早目に対応を検討されていってはどうかと思うんですけれども、もう一度、その点についてお願いします。

●議長
町長。

(11時38分)

●町長

議員ご指摘のとおり、まさにできれば少しでも早く除却しなければ、正直に言いますと、除却すべき施設が数多くあります。利活用できるものについては、議員ご指摘のとおり、公募の方法だとかいろんなことで考えていくべきだと当然思いますけれども、何よりも除却すべき施設が数多くあるというのは、議員と共有できるのかなというふうに思っています。ただ、いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、財源的な確保が非常に難しい中で、そしてこれからは今回の庁舎の建て替えに向けて基金を造成したのと同じように、あるいはこの公共施設の維持管理に向けた基金造成等々で計画的なものを、もう1回改めて整理する必要があるのかなというふうに考えております。

温泉につきましてですけれども、何回も申し上げますが、当初、3月の定例会では私も9月頃をめどに一定の方向性を出したいということで申し上げてきましたし、そのつもりでございましたけれども、残念ながら現下の状況ではなかなかご意見を伺うことができておりません。まちづくり懇談会等々、私どもが主催する形でご意見を伺うことの取組も進めてまいりましたけれども、まだまだなかなかそのまちづくりミーティング、タウンミーティングのような形でもっと入っていきたいというふうに思っているんですが、残念ながらこの状況でその仕組みと言いますか、放談もないというのが実はそういう現状であります。

もうちょっと、やっぱり聞く機会を増やしたいというのが正直なところですので、それを聞かせていただいて、そして現下の状況では、コロナというような状況の中で観光事業等々が非常に厳しい状況にある中で、改めてそういう状況でもないえ温泉というのはどうあることが可能なのかと、そういうことも含めた検証も必要になってくるんだろうと思っております。いずれにしても、今しばらくそういう情報の収集ですとか、意見の聴取に努めていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長

(1 1 時 4 0 分)

篠田議員。

● 1 番

前回、温泉のことを一般質問させてもらったんですけども、そのとき電話での問合せ等が2件ほどあって、それ以後の進展はなかったという答弁をいただいておりますが、その後、何も動きとしてはないのかということ、申し訳ありません、もう1回答弁願いたいと思いますし、できれば早い段階で、奈井江町の財政を見なければ、また町が経営をやるべきかどうかということも将来を見据えた形で計画もしていかなければならない話でしょうし、その辺、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

●議長

(1 1 時 4 1 分)

町長。

●町長

前回の質問以降、温泉に関する問合せがあるかということですが、前回答えたものも含めてということでお答えさせていただきます。いずれも町外事業者から電話による問合せが1件あって、施設内の見学については、道内の事業者から4件ありました。この温泉の方向性についての経過の確認ということでありまして、見学に関しては、現在の施設の現況確認ということにとどまっております。いずれの事業者からも、その後具体的な話は実はございません。そういう状況であるということで、ご報告をさせていただきます。

温泉の方向性については、全くご意見のとおりで、その認識は全く同じでありますので、早目に結論を出したいのは同じ気持ちなんです。やっぱり踏まなければならない課題の整理というのをしっかりとやった上で見極めていきたいというふうに思っています。ご理解いただきたいと思っております。

●議長

(1 1 時 4 3 分)

篠田議員。

● 1 番

それでは、1点目の質問は終わります。

2点目ですが、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、先ほど、一般行政報告で町長のほうからお話がありましたけれども、質問をさせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染拡大が続いており、近隣市でもクラスターが発生するなど、皆さんが不安を抱えていることと思われま。皆さんが自ら気をつけ、手洗いの履行、3密回避、マスク着用を行うことが大切であると言われており、毎日報道等で感染情報や注意喚起がされております。町では、ホームページ上

で新型コロナウイルス関連情報のコーナーを設け、道からの情報等を町民の皆さんにお知らせしており、町民の不安を払拭することも大切なことと思います。

1点目は、町はこれまで国の臨時交付金を活用し、様々な対策事業を実施しておりますが、今回も補正予算が提案されていますが、これまでの進捗状況についてお伺いしたいと思います。2点目は、この感染は自助努力をしても、誰もが感染する可能性があり、差別や偏見を持つことなく、思いやりを持った行動が大切とも言われており、町としても感染した場合のサポートを保健所とともに行うことが必要ではないかと考えますが、その点についてもお伺いしたいと思います。

●議長

(11時45分)

町長。

●町長

新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問です。全国で感染拡大を続ける新型コロナウイルス、道内の感染者数が延べ1万人を超えるとともに、空知管内を含めて医療機関におけるクラスターが多発して、非常に厳しい状況が続いております。引き続き、国、北海道など関係機関との情報共有、連携を図りながら、広報紙、ホームページ、ライン公式アカウントなどを活用した、町民への適時、適切な情報提供に努めるとともに、各種事業の推進によって、町民の皆様の健康を守り、感染防止と社会経済活動の両立を図られるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そういう意味で、1点目の地方創生臨時交付金関連事業の進捗状況であります。臨時交付金の事業については、国からの2次分の配分通知に基づいて、9月の定例会で予算議決をいただいた26事業、総額3億2,488万7,000円の事業計画を作成し、推進をしてきたところであります。

各事業については、完了済みの事業も一部ありますけれども、多くの事業が進行中であり、進捗率で申し上げることはできませんが、本定例会に提案した一般会計補正予算において、現時点で精査可能な7事業、1,514万8,000円の減額を行うとともに、現在の感染状況を踏まえながら、公共施設における感染対策の強化、町内事業者の感染対策の取り組み支援など、9事業3,596万9,000円の予算を追加したところであります。

なお、主な事業に絞って、推進状況をご説明いたしますけれども、前年度比で20%以上の売上げ減少の影響を受けた事業者への応援給付金については、12月8日現在の申請者数が60事業者、給付総額2,040万円、執行率は51%であります。町内の消費喚起を目的とするプレミアム付商品券発行事業については、12月7日現在の購入率が61.3%。小中学校の感染予防対策のための教室、職員室等への高機能換気設備、いわゆるロスナイ、換気扇ですけれども、これの設置については、奈井江小学校が職員室を除き、設置を完了しております。中学校については、12月25日までに設置を完了する予定となっております。

町内の一部で未整備となっている、光ファイバー網を整備する高度無線環境整備推進事業についてはN T Tが設計業務を進めていますけれども、来年1月下旬から現地施工に着手して、再来年の2月中旬の完成を目指し、事業を進めている状況にあります。このほか、感染予防に向けて、町立病院、各公共施設に配置する設備、備品等についても、順次、進めている状況にあります。なお、今後の予定についてですけれども、臨時交付金の3次分の配分額等が、現在示されていない状況にある中で、国は、昨日、臨時交付金の1兆5,000億円増額を含めた追加経済対策を発表いたしました。これらについて、まだ詳細が全く分かりませんが、町としてはこれら国の予算の動向に加えて、各事業の推進状況、町内におけるコロナ禍の影響等を十分に注視しながら、臨時交付金の有効活用、迅速な事業推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の町民が感染した場合の町のサポートはということであります。新型コロナウイルス感染症の対応については保健所が窓口となり、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、必要な医療機関への誘導、濃厚接触者の調査、健康管理、消毒方法等の指導を行っております。例えば、感染者が発生した場合の消毒作業につきましては、事業所や個人宅は保健所からの指示の下実施することになりますけれども、基本的に自ら行っていただくこととなります。町の対応といたしましては、これらの対応が必要な場合に、保健所からの協力要請に基づき対応することとなっております。

現段階において市町村の役割としては、住民の皆さんに感染症の正しい知識を伝えること、感染の予防方法や相談窓口の周知を図ることなどが求められております。これらのことから、当町では、保健所からの要請があった場合に対応する新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のための対応として、感染者の方、もしくは感染への不安を抱える住民の方への対応を適切に行うために、本年の6月にマニュアルを作成しております。これらのマニュアルに基づき、国や道との連携により、本町としての役割を果たしながら、感染者等へのサポートや、感染拡大防止への対応を行ってまいりたいと考えております。

今後も感染拡大が予想されていることから、住民一人一人が感染拡大防止のための行動にご協力いただくとともに、国や道との連携に努めて、奈井江町としての役割を果たしながら、感染拡大防止への対応を行ってまいりたいと考えています。併せて、行政報告でも申し上げました、不安や差別がもたらす負の連鎖を断ち切るべく、冷静に思いやりのある行動を取っていただきますよう、正しい知識の普及啓発や、住民からの問合せや相談があった場合に、相談内容に応じて個別に丁寧な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(11時51分)

篠田議員。

●1番

交付金事業につきましては、大体事業が終わりに近いような部分もございますし、ま

だまだ継続中のものもあります。ただ、今お聞きしますとまだ執行残も若干出てくる可能性もありますので、町民の皆さんにとってよりよい事業展開をされていくよう、切にお願いしたいとは思っております。

それと、2点目の当町に町民が感染をされた場合の関係ですけれども、当然、保健所が中心となっているような指導や何かをいただきながら対応をしていただけるものと思いますけれども、当町でできることがあれば、今言ったような形でもう既にやっておられると思うんですけれども、ただいずれにしても、消毒ですとかいろいろな部分で検査の部分ですとか、お金がかかる部分もあるというお話もお聞きをしております。

濃厚接触者を含め、保健所のほうからの検査対象者は、初回はいいみたいですけど、2回目は何か実費だというようなお話もちらっと聞こえてくる部分もございますので、そちらのほうに対する支援というものが考えられないかと自分は思うものですから。

インターネットで調べてみますと、PCR検査を助成をしている自治体もあるようでございます。町民の皆さんに何か町のほうで支援できる部分としては、そういう消毒ですとか検査の部分や何かもあるのかなとも思ったりするものですから、その辺のことについて、再度答弁をお願いしたいと思います。

●議長
町長。

(1 1 時 5 4 分)

●町長

まず1点目の質問の交付金等の活用等に関する部分につきましては、全くご指摘のとおりでありますし、何よりも今回も補正予算を組ませていただいているとおり、現状の中で見直すべき、組替えできるものについてはできるだけ早目早目にということでやっていきたいと思っております。

今回、提出させていただいておりますので、ぜひご協議いただきたいと思っておりますし、その有効な活用を図るためにということで、繰り返しになりますけれども、商工業界の皆様に対する需要と申しますか、ニーズの把握のためには商工会のご理解、ご協力をいただきながら、情報を共有させていただいておりますし、生活弱者等々についても社協や民生委員の皆様からのそういう意見がないかということで、これも情報収集をさせていただいております。

おかげさまで奈井江町の場合、大変皆さん厳しい状況にあるのは確かだと思いますけれども、新聞報道等でされるように極めて逼迫した状況にあるとはまだいえないのかなというふうに思っております。いずれにしても、しっかりとニーズを把握することから始めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、2点目の新型コロナの関係での、陽性者のPCR検査等々での実費負担が伴うことについて、何らかの形で行政負担ができないかということだと思います。これも先ほどの質問の中でも、議員からもありましたので、繰り返しになるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症については、濃厚接触者を含めた行政検査として、今日の新

間にも載っていましたが、検査が必要と判断された場合については検査料の自己負担は生じませんが、医療機関で検査を行った場合に生じる診察料については自己負担、初診料とかそういうものについてはかかるということでもあります。

厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについての周知についてによって、発症から10日間経過して、かつ症状が軽快後、要は軽くなってから74時間経過した場合には、検査を行わずとも病原体を保有していないことと判断されるため、2回目の検査を実施しないで退院できるとされているということでもあります。そういう意味で、検査をせずに退院される方もいるようですし、2回目の検査実施の可否といたしますか、必要性については医者が判断した上で、支持をされて、適切な治療・療養期間を経過して退院されるということでもあります。

医師が必要と認めた2回目以降の検査については、これもやっぱり行政検査に当たりますから、経費負担は生じないということになります。いずれにしても、行政検査として判断された場合は、診察料だけの負担で、それ以外の部分については自己負担ということになるということでもあります。今、議員のほうからそういうそこら辺を何とかならないのかということなんですが、じゃあその濃厚接触者が誰なのか、罹患した方が誰なのかという情報を、実は私どもも持っておりません。

これは、罹患した方が、まさに公表していいということであれば、私どものほうに当然情報が来ますから、これらに対する対策もできるかもしれませんが、そこについては残念ながら今の状況では情報が、まさに個人情報ということもあるんでしょうし、いろんな課題があるから道の方針は変わっておりませんので、個人名等々は承知していないのが現状であります。そういうようなことから、なかなか難しいものがある。

今、議員がおっしゃったほかの市町村でのというのは、恐らく不安がある場合に、高齢者だとかについての検査料を助成する仕組みというのがあるのはあるんですけども、現実問題、これはそのときの状況でしかなくて、検査した後、じゃあそれが要は抗体検査とは違いますから、それでそのことをもって不安を解消されるということにはならないわけですし、何よりもそれらの検査に対応してくれる医療機関等々が近傍で、現実的には受入れをしてくれる機関が極めて少ない状況でありますし、現下の状況では恐らくやってくれないのではないと思われるぐらいの状況になっていると思っています。そこら辺の仕組みがきちんとできるようなことであれば、検討できるんですけども、非常に難しい課題があるのかなと思っています。

事例としてですけども、旭川厚生病院の例でしたでしょうか。全国的にも放送されて、ちょっと厚生病院だったかどうか、ほかの事例かもしれませんが。1回入院を受けるときに、PCR検査で陰性が確認されて入院させて、2日間入院した後、その方が陽性に、要は潜伏期間のような形で、再入院したときに、もう既に蔓延していたと、クラスターになったということもあるのと同じように、このことについては非常に課題が大きいと思っています。そういうことで、いろんなことを勉強しながら、繰り返しになりますけれども、できることは積極的に取り入れる、したいということで、お答えとさせていただきます。

●議長

篠田議員。

(12時00分)

●1番

公表していいか悪いかという、その辺の部分もあると思います。いろんな部分があるとは思いますが、現にかかる分はかかるというようなこともありますので、もしその辺支援することが可能であれば、よそはやっているのは、申請期間を、PCR検査を受けた日の翌々月、2月までに郵送で申請をなさいたとかというような形でやっている部分もあるようでございますので、できればそういう方が出られたときには、やっぱり町のほうもできる支援をしていただきたいなと思います。

先ほども言いましたように、交付金事業の部分につきましては、本当に町民のために有効に活用していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終了いたします。

これで、町政一般質問を終わります。

昼食のため、この時計で1時15分まで休憩といたします。

(休憩)

(12時01分)

日程第7 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時14分)

●議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会出席お疲れさまです。それでは、議案書1ページをお開きください。議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,923万8,000円を減額し、予算の総額を55億3,960万7,000円とするものであります。

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、議案書の9ページをお開きください。

10ページにわたります2款1項1目の一般管理費、その他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の人件費の見込み精査により合わせて1,898万5,000円を減額計上。

10ページ下段、管財事務に要する経費では、コピー用紙等の消耗品費、35万3,000円を追加計上。

11ページから12ページにわたります特別定額給付金に要する経費では、事業完了による精査を行い、合わせて571万5,000円を減額計上。

12ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、二次配分の見込み精査を行うとともに、商工会を通じて店舗、事務所等の改修、換気設備設置等に対する助成を行います感染症対策環境整備事業、テイクアウト等の取組に対する助成を行います飲食店消費拡大事業のほか、町立国保病院各公共施設の感染防止対策など、8事業について、事業計画を変更し、2,000万6,000円を追加計上しております。

13ページの4目財産管理費、車両に要する経費では、修繕料への流用に伴う見込み精査により、燃料費27万3,000円を追加計上。まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、住宅新築助成において、7戸から12戸への増加を見込み、1,150万円を追加計上、10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で、55万円を追加計上、13ページ下段、3項1目の戸籍住民基本台帳費、旅券発行に要する経費では、令和元年度の交付実績に基づき、砂川市に支払う事務委託料3,000円を追加計上。

14ページをお開きください。4項1目の選挙管理委員会費、選挙管理委員会に要する経費では、研修会の中止等に伴い、報酬、交際費合わせて7万4,000円を減額計上しております。

15ページにわたります3款1項1目の社会福祉総務費、民生児童委員に要する経費では、北海道の基準改正に伴い、旅費、補助金合わせて5万3,000円を追加計上。2目の国民年金費、国民年金事務に要する経費では、年金生活者支援給付金に係る事務取扱交付金の令和元年度分の償還金21万9,000円を追加計上。3目の老人福祉費、老人福祉施設措置費に要する経費では、養護老人ホーム入所者1名分の入所措置費の見込み精査によりまして、4万4,000円を追加計上。

16ページにわたります後期高齢者医療保険に要する経費では、令和元年度療養給付費負担金の確定により、919万8,000円を減額計上し、システム改修にかかわる操出金で6万7,000円を追加計上しております。

16ページ中段の2項1目児童福祉総務費、障がい児通所支援に要する経費では、利用件数の増によりまして、手数料、扶助費合わせて550万3,000円を追加計上。2目の児童措置費、療育医療給付事業に要する経費では、令和元年度未熟児療育医療費

等国庫負担金の確定によりまして、償還金23万5,000円を追加計上しております。4目の認定こども園費では、コロナ関連の保育環境改善等事業として、国から補助金が交付されるため、財源の振替を行っております。

17ページにわたります6款1項3目の農業振興費、農業振興に要する経費では、ヒグマ捕獲奨励金2万円を追加計上しております。

7款1項1目の商工業振興費、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、多目的室のスライディングウォール修繕料16万7,000円を追加計上しております。

8款3項2目の水防費、防災に要する経費では、地方創生臨時交付金の防災活動支援事業として、消耗品費249万5,000円を追加計上。

18ページをお開きください。4項1目都市計画総務費、その他都市計画事務に要する経費では、都市計画マスタープラン印刷製本費6万円を追加計上。2目の下水道費では、下水道事業会計操出金の見込み精査を行い、404万4,000円を減額計上しております。

19ページにわたります10款1項2目の事務局費、公立学校情報通信機器整備事業に要する経費では、地方創生臨時交付金で実施いたします小中学校のネットワークタブレット整備の見込み精査を行い、合わせて168万円を減額計上。

2項1目の学校管理費、その他小学校の管理事務に要する経費では、誘導灯設備自動火災報知設備の修繕料26万1,000円を追加計上。

3項1目の学校管理費、その他中学校の管理事務に要する経費では、小学校同様に誘導灯設備、自動火災報知設備の修繕26万4,000円を追加計上しております。

20ページにわたります12款1項1目職員給与費では、人事異動等による人件費の見込み精査で、合わせて2,161万5,000円を減額計上しております。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。

12款1項2目の民生費負担金では、老人福祉施設入所者費用徴収金1万8,000円を追加計上。

14款1項1目の民生費国庫負担金では、児童福祉サービス負担金274万9,000円を追加計上。

2項1目の総務費国庫補助金では、特別定額給付金給付事業補助金547万円を減額計上。

2目の民生費国庫補助金では、保育対策総合支援事業費補助金20万円を追加計上しております。

7ページにわたります15款1項1目の民生費道負担金では、民生委員活動費負担金2万6,000円、地区民協活動費推進費負担金2万6,000円、児童福祉サービス負担金125万円を追加計上しております。

16款2項3目の物品売払収入では、除雪トラック、除雪グレーダーの廃車に伴う売払収入で、139万7,000円を追加計上。

17款の寄附金では、株式会社富士工業様、小黒正子様、小林善幹様、匿名希望の方1名からのご寄附により、55万円を追加計上しております。

次に、8ページをお開きください。20款4項1目の民生費受託事業収入では、重複頻回受診者に対する訪問指導事業委託金の確定によりまして、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で4万円を減額計上しております。

5項1目の雑入では、社会保険料42万2,000円を減額、事業関連雑収入として、後期高齢者健康診査等受診率向上特別事業費補助金の見込み精査により、13万6,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差1,965万8,000円につきましては、財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、遠藤議員。

●4番

今ほどの説明の中で、13ページには、まちづくり定住促進対策事業費1,150万円があります。春の予算の中では、7件、そこから12件の人たちが定住をしてくれたということになりますけれども、年明けにもまたこういった希望者が増えるのかどうか、その点をお伺いしたいのと、今年はコロナの感染症の影響で働き方改革ということで、大きくそういったことが叫ばれるようになりました。都市から地方へ移住する、そういう人たちがいる中で、この奈井江の町としてもそういう可能性があるのかなのか、そういったことを探ってみることも定住の1つの対策ではないかなというふうに考えるんですが、そういった2点についてお伺いしたいと思います。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

ただいまの遠藤議員のご質問でございますが、1点目の定住関係の事業の関係でございますが、今回につきましては、新築住宅助成の増額ということで、年明けにも増える見込みがあるのかということなんですが、今回、先ほど予算説明の中にありました当初7件から12件に増えるというのは、あくまでも実績ではなくて、今住宅建築する場合に、建築確認申請ということで、まだ未完成のものもありますが、それらの申請書を踏まえた中での見込みということでさせていただいておりますので、年度内における件数につきましては、今12戸が見込まれるということで押さえておりますので、ご理解いただければなと思っております。

それから、2点目の働き方改革なり、最近の都市から地方への移住の動向を踏まえた

取り組みというか、その辺のご質問かと思いますが、先日新聞報道でもありましたが、今、首都圏から地方への移住と申しますか、そういったニーズが、北海道外からの転入転出からの差ということで、顕著に数字が表れているというような報道もなされております。今回、コロナということもあって、そういったことがより加速している状況が全国的にも、道内においても広がっているのかなと思っております。

町によりましては、テレワークであったり、サテライトオフィスですとか、いろんな取組に着手している町もございますので、そういったことについても、研究が必要かなと思っておりますし、移住、定住対策ということ踏まえて考えますと、来年からまた地域おこし協力隊ということで、公設塾のほうで採用を予定しておりますが、そういった取り組みも、こういった都市から地方への取組の1つになるのかなと思っておりますし、移住・定住に加えて、やはり、今よく言われております関係人口の拡大についても、重要な取組かなと思っておりますので、ふるさと納税もその取組の大きな1つかなというふうに思っておりますので、それと合わせて様々な情報発信をしながら、取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時29分)

●議長

日程第 8、議案第 2 号「令和 2 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 24 ページをお開きください。議案第 2 号「令和 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ 8 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 6 10 万 1,000 円とするものであります。

令和 2 年 12 月 9 日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、28 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費では、高齢者医療制度円滑運営事業として、低所得者の軽減措置に係るシステム改修委託料で、8 万 3,000 円を追加計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします 27 ページをお開きください。8 款 1 項 1 目の高齢者医療制度円滑運営事業補助金では、システム改修に係る補助金 1 万 6,000 円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差 6 万 7,000 円につきましては、一般会計繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時31分)

●議長

日程第9、議案第3号「令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書29ページをお開きください。議案第3号令和2年度下水道事業会計補正予算(第3号)の概要についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ85万7,000円を追加し、予算の総額を4億725万7,000円とするものであります。

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。33ページをお開きください。

1款1項1目の総務管理費、公共下水道一般管理に要する経費では、消費税等の見込み精査により、85万7,000円を追加計上、3項1目の下水道維持費公共下水道施設維持管理に要する経費では、共済費の見込み精査を行い、4万円を追加計上、2款公債費では、財源の振替を行っております。

次に、歳入についてご説明いたします。32ページをお開きください。

2款1項1目の受益者負担金収入では、今年度賦課分の確定により、合わせて490万1,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差400万4,000円につきましては、一般会計からの繰入金、404万4,000円を減額、予備費を4万円減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時34分)

●議長

日程第10、議案第4号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書36ページをお開きください。議案第4号「令和2年度病院事業会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

第2条業務の予定量の補正では、建設改良事業において、195万6,000円を追加し、総額1,915万6,000円、第3条収益的収入及び支出の補正では、収入第1款病院事業収益において68万円を追加し、総額9億3,838万7,000円、支出第1款病院事業費用において2,414万円を減額し、総額10億3,581万3,000円であります。

37ページをお開きください。第4条資本的収入及び支出の補正では、資本的収入支出それぞれ195万6,000円を追加し、総額を1億3,233万3,000円であります。第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費2,068万7,000円を減額し、総額5億863万3,000円としております。

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容につきまして、収益的支出からご説明いたします。

40ページをお開きください。今回の補正は、人事異動等による人件費の見込み精査と新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の計上でございます。支出の病院事業費用、医業費用の1目給与費では、職員の人事異動等による人件費の見込み精査で、合わせて2,029万3,000円を減額計上。

次、41ページをお開きください。2目材料費では、感染症防止対策、診療用消耗備品で、3万9,000円を追加計上。3目経費では、感染症防止対策施設消耗備品、施設修繕、退職手当組合負担金合わせて347万7,000円を減額計上。

42ページの病院事業費用、医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費では、職員の人事異動等による人件費の見込み精査で、合わせて40万9,000円を減額計上しております。

続きまして、資本的支出についてご説明申し上げます。43ページをお開きください。資本的支出、建設改良費の1目資産購入費では、感染症防止対策の備品購入費で、195万6,000円を追加計上しております。

なお、感染症防止対策に係る経費につきましては、地方創生臨時交付金事業としてそれぞれ収入において一般会計負担金を同額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。12月10日は議案調査のため休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。12月10日は休会とすることに決定いたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。
なお、12月11日は10時より会議を再開いたしますのでよろしくお願いします。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時39分)

令和2年第4回奈井江町議会定例会

令和2年12月11日（金曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 5号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 6号 奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第 5 議案第10号 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 6 議案第 8号 砂川地区保健衛生組合格約の変更について
- 第 7 議案第 9号 奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更について
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 9 意見案第1号 コロナ禍による農業経済対策を求める意見書
- 第10 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第11 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第12 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三	本	英	司								
副	町	長	碓	井	直	樹							
教	育	長	相	澤	公								
企	画	財	政	課	参	事							
総	務	課	長	小	澤	克	則						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長				
横	山	誠											
町	民	生	活	課	長	馬	場	和	浩				
建	設	環	境	課	長	大	津	一	由				
産	業	観	光	課	長	石	塚	俊	也				
保	健	福	祉	課	長	鈴	木	久	枝				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松	本	正	志	
町	立	病	院	事	務	長	杉	野	和	博			
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	田	野	義	美	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	辻	脇	真	理	子
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二				
農	業	委	員	会	会	長	小	島	和	博			

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静		
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美	妃	代

開会

●議長

定例会最終日、出席大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で、定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承お願いしたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

(9時59分)

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、笹木議員、7番、森山議員を指名いたします。

日程第2 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第2、議案第5号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会最終日出席、お疲れさまでございます。

それでは、議案書の45ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」について。

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

本条例の改正は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の減額に係る所得基準の見直しを行うものであります。

詳細について、担当課長よりご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

おはようございます。改めまして、定例会出席お疲れさまでございます。

それでは、改正の内容につきまして、定例会資料の資料2により説明申し上げますので、資料の5ページをお開き願います。

今回の改正は、平成30年度の税制改正におきまして、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。

この見直しに伴い、国民健康保険税に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、地方税法施行令の規定が見直しされたものでございます。

主な改正点といたしまして、保険税軽減判定基準額に係る見直しになりますが、国民健康保険におきましては、低所得者世帯に対する国民健康保険税の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険税のうち応益割に係る部分につきまして、その額の7割、5割または2割を軽減する措置を講じております。

一定の給与所得者等が2人以上いる世帯につきましては、平成30年度の税制改正後、当人の担税力に変化がない場合でも、保険税軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、資料に記載しておりますように、軽減判定基準におきまして、軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を現行の「33万円」から「43万円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた額に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

この改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用するものでございます。

改正条例の附則第1項では、令和3年1月1日から施行することを、2項では、施行期日以前の年度分につきましては、従前の例によることとする経過措置を規定しております。

以上、「奈井江町税条例の一部を改正する条例」の改正点についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第3、議案第6号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の47ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、附則第2条において、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金の積算に用いられていた「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称改正されるなど、文言の修正を行ったほか、同条第2項では、延滞金の割合がゼロ%となることのないように割合が年0.1%未満の場合、0.1%の割合とする規定を追加するものでございます。条例の一部を改正するところであります。よろしくご審議の上、ご決定のほどお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第4、議案第7号「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書48ページをお開きください。

議案第7号「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

本条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動に係る公費負担について、新たに規定を設けるものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

総務課長。

●総務課長

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第7号「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」につきまして、ご説明いたしますので、議案48ページをお開きください。

今回の条例改正は、公職選挙法の一部改正に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動の公費負担に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

第1条では、趣旨を定めておりますが、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ、ポスターの作成が公費負担の対象となるものであります。

第2条では、選挙運動用自動車の公費負担について、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を、第3条では、公費負担を利用するに当たり有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めております。

49ページにわたります第4条では、選挙運動用自動車の公費負担を利用するに当たり、契約累計ごとの公費負担額を定め、一般旅客自動車運送事業者と契約を結ぶ場合は、運転手、燃料、車代込みで、2台以上契約を結んだ場合でも1台分のみ、1日当たり6万4,500円を上限とし、個別契約の場合は、車代は1日1万5,800円を上限、燃料代は7,560円に選挙期間中の日数を乗じた額を上限とし、運転手の場合は選挙運動期間中、1日につき1人、1日当たり1万2,500円を上限と定めるものであります。

50ページ、第5条では、複数の契約がある場合、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされる規定を定めております。

第6条では、選挙運動用ビラの作成について、規定に定める範囲内において、無料で作成することができる規定、第7条では、公費負担を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務づけ、第8条では、作成費用について1枚当たり7.51円で、公職選挙法に定める町長5,000枚、町議会議員1,600枚分を限度額として、業者からの請求に基づいて、業者に対して支払うことを定めております。

第9条では、選挙運動用ポスターの作成について、規定の範囲内において無料で作成

することができる規定、51ページにわたります第10条では、公費負担を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務づけ、第11条では、作成費用について、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて、業者に対して支払うことを定めており、当町では、ポスター1枚当たり2,741円で、町内ポスター掲示場25か所分を限度額として定めるものであります。

第12条は、本条例施行に関して必要な手続については、選挙管理委員会が定める旨の規定であります。

なお、この条例は、改正される令和2年の公職選挙法の施行日と同日であります令和2年12月12日から施行するものであります。

以上、「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第5、議案第10号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加議案書の56ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第10号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」

令和2年12月11日提出、奈井江町長。

本案につきましては、現在、役場庁舎の複合施設として基本設計を進めております保健センター、子育て支援センターの建設事業に伴い、奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

詳細につきましては、担当参事からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

定例会出席お疲れさまでございます。

議案第10号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」ご説明をいたしますので、追加資料11ページ、資料7の新旧対照表をご覧をいただきたいと思っております。

本案につきましては、役場庁舎の複合施設として整備の予定をしている保健センター及び子育て支援センターについて、過疎対策事業債の借入れにより事業を進める予定とすることから、奈井江町過疎地域自立促進市町村計画に関係事項を追加するよう、計画の一部を変更するものでございます。

今回追加する項目は、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(1)現況と問題点の保健事業において、保健センターの老朽化に伴う大規模改修やバリアフリー化などの対策の必要性を、(2)その対策では、保健センター、子育て支援センターについて、新庁舎と複合して建設を進めることを、12ページの(3)計画では、保健センター、子育て支援センター建設事業をそれぞれ追加するものでございます。

以上、「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第6、議案第8号「砂川地区保健衛生組合同規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書52ページをお開きください。

議案第8号「砂川地区保健衛生組合同規約の変更について」

地方自治法の規定により、砂川地区保健衛生組合同規約を次のとおり変更する。

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

本規約の変更につきましては、従来保健衛生組合が共同処理する事務については、火葬場施設とごみ処理施設、それぞれ構成団体ごとに規定をされておりましたが、火葬場施設に奈井江町及び浦臼町が加わることにより、共同処理に関する事務が2市3町で統一されるため、規約の一部を変更し、令和3年4月1日より施行しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第7、議案第9号「奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書53ページをお開きください。

議案第9号「奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更について」

地方自治法の規定により、奈井江町ほか3団体公平委員会規約を次のとおり変更する。

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

本規約の変更は、奈井江、浦臼町学校給食組合の解散による脱退に伴い、規約の一部を変更し、令和3年10月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第8、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。54ページをお開きください。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」

奈井江町人権擁護委員井澤一美氏が令和3年3月31日付で辞任し、委員に欠員が生じるので、後任に別部睦子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を問うものであります。

令和2年12月9日提出、奈井江町長。

なお、別部氏の履歴については、次ページに記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

●議長

日程第9、意見案第1号「コロナ禍による農業経済対策を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「コロナ禍による農業経済対策を求める意見書」

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和2年12月11日提出。

提案者、奈井江町議会議員竹森毅、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく石川正人。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。

「コロナ禍による農業経済対策を求める意見書」

前文を省略いたします。

記といたしまして、

1、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで、経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後も、コロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。特に、米の需給・価格安定に向けた対策を早期に実施するとともに、来年度に向けた米政策についても、抜本的な見直しを図り需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日、奈井江町議会議員。

以上でございます。

●議長

ここで提案者の補足説明があれば発言を許します。3番、竹森議員。

●3番

おはようございます。「コロナ禍による農業経済対策を求める意見書」について、提

案議員の立場から少し補足をいたしたいと思います。

我が国では、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農業や地域経済への影響が懸念されています。

新型コロナウイルス感染者の感染拡大によって、各国では輸出入制限の動きを見せていることから、輸入に多くを依存する我が国においては、自国の食料を安定的に確保することが重要となっています。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大していますが、国は経済活性化と感染防止対策の両立を図りながら対処するとしています。

しかし、感染の拡大により各種イベントの中止や飲食店の利用減少などで、農畜産物需要の落ち込みが危惧されています。

ここまま終息が見えない状況下では、農業のみならず、地域経済に甚大な影響が及びかねません。このため、新型コロナウイルス感染症への万全な対策を図るなど、地方自治体への対応関連予算を十分措置されることが求められています。

つきましては、地域住民や農業者が将来にわたって安心して暮らせるよう、この意見書を提出するものです。

全議員の賛成をもって採択されますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 10 調査第 1 号の上程・説明・付託

(10時23分)

●議長

日程第 10、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」

議会運営委員長より地方自治法第 109 条第 3 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和 2 年 12 月 11 日提出。奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 11 調査第 2 号の上程・説明・付託

(10時24分)

●議長

日程第 11、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和2年12月11日提出。奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。調査番号、調査事項、調査第1号、町立国保病院の管理運営について。調査第2号、地域公共交通について。調査第3号、体育施設の管理運営について（現地調査を含む）。調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第12 調査第3号の上程・説明・付託

（10時26分）

●議長

日程第12、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和2年12月11日提出。奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年奈井江町議会第4回定例会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦
労さまでした。

(10時27分)